

1. 国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー

〔概要〕

本基準は、国際貿易で取引される無菌培養により作出されたばれいしょ増殖資材及びミニチューバー*について、国家植物防疫機関の責任、リスク評価、無菌での生産、職員の資質、監査等の要件に関するガイドライン。

*ばれいしょ増殖資材とは、組織培養によって無菌条件下で生産されたばれいしょの塊茎（1～5g程度）

*ミニチューバーとは、組織培養により増殖した苗を用いて、ガラス室等の施設で人工培養土により生産されたばれいしょの塊茎（5～30g程度）

〔経緯〕

- 2004（平成16）年4月、IPPC総会で作業プログラムへの追加承認
- 2004（平成16）年4月、基準委員会で仕様書が採択
- 2005（平成17）年9月、専門家作業部会で原案作成
- 2006（平成18）年5月、基準委員会で検討の結果、専門家作業部会へ差し戻し
- 2008（平成20）年5月、基準委員会に修正案が提出され、各国協議案として承認
- 2008（平成20）年9月、各国協議締め切り
- 2008（平成20）年11月、基準委員会において、各国コメントの集約・検討期間の確保を考慮し、作業スケジュールを延長すること（Extended Schedule）が承認
- 2009（平成21）年11月、基準委員会で次期IPPC総会（CPM5）に諮られることが承認

2008年6月案の概要	6月案に対する日本のコメント概要	今次案の概要
1. 国家植物防疫機関（NPP0）の責任 （1）輸入国のNPP0は、病虫害危険度評価（PRA）の実施について責任を有すること （2）ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産、維持に使用される施設は、輸出国のNPP0によって公的に承認されるか、又は直接運営される		1.（6月案のとおり）

<p>2. 病虫害危険度評価 (PRA)</p> <p>(1) 輸入国のNPPOは、PRAに基づき規制対象病虫害リストを作成すること</p> <p>(2) 輸入国のNPPOによる病虫害危険度管理措置は、PRAに基づいて決定すること</p>		<p>2. 病虫害危険度評価 (PRA)</p> <p>(1) 輸入国のNPPOは、PRAに基づき規制対象病虫害リストを作成し、<u>要求に応じて輸出国のNPPOに通知すること</u></p> <p>(2) (6月案のとおり)</p>
<p>3. 無病虫害のばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産</p> <p>(1) 輸入国によって指定された規制対象病虫害フリーの原種ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの作出</p> <p>(2) ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの病虫害の検定を実施する施設に関する要件 (附属書1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物、血清学及び分子生物検定学試験を実施する機器 ・ばれいしょ生産施設からの適度な隔離 ・試験結果の適切な保管 etc. <p>(3) ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産施設の物理的構造、設備機器及び管理手順に関する要件 (附属書2及び3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPPOによる施設の運営又は承認 ・職員の入室管理、保護服、作業場所の消毒 ・病虫害侵入防止のための運用手続きの実施 etc. 		<p>3. (6月案のとおり)</p>
<p>4. その他の要件</p> <p>(1) 職員の資質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの作出、生産及び関連する診断検査の技術 ・管理、運営及び記録保管手続きの遵守 <p>(2) 記録の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのばれいしょ増殖資材及びミニチュー 		<p>4. その他の要件</p> <p>(1) (6月案のとおり)</p> <p>(2) (6月案のとおり)</p>

<p>バーの検定及び生産履歴の管理(少なくとも5年間)</p> <p>(3) 監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設、運営システム及び記録に対して輸出国のNPP0は<u>少なくとも1年1回</u>監査すること <p>(4) 植物検疫証明</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出国のNPP0によって輸入国の要求事項を満たすばれいしょ増殖資材に対し、植物検疫証明書を発行 植物検疫証明書にロッドの識別に役立つ種ばれいしょ証明ラベルを添付することが奨励される 		<p>(3) 監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設、運営システム及び記録に対して輸出国のNPP0は監査すること 輸入国のNPP0は、<u>2国間合意に基づき、監査に参加することができる</u>こと <p>(4) (6月案のとおり)</p>
<p>5. <u>ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー生産技術によって排除できない病害虫の例示</u> (付録1及び2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス、細菌、センチュウ等 		<p>5. <u>ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの病害虫となり得る例示</u> (付録1及び2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月案の例示に新たに追加及び削除
		<p>6. <u>ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの作出、維持及び生産に関するフローチャート</u> (付録3)</p>

[今次案に対する対応案]

- 生産施設の仕様について、空気清浄のためのHEPA (High Efficiency Particulate Air) フィルターについて同等の効果がある機器でも可とすること、
- などをコメントとして提出予定